

今年の夏の選挙日程

問 富士見町選挙管理委員会事務局 ☎62-9403 FAX 62-9320 Eメール senkyo@town.fujimi.lg.jp

	参議院議員通常選挙	富士見町長選挙
公示・告示 (立候補届出日)	7月4日(木)	8月6日(火)
期日前投票	7月5日(金)～7月20日(土) 【時 間】 午前8時30分～午後8時 【場 所】 富士見町役場 4階	8月7日(金)～8月10日(土) 【時 間】 午前8時30分～午後8時 【場 所】 富士見町役場 4階
投票日	7月21日(日) 【時 間】 午前7時～午後8時 【場 所】 町内15投票所	8月11日(日) 【時 間】 午前7時～午後8時 【場 所】 町内15投票所
開 票	【時 間】 午後9時～ 【場 所】 コミュニティ・プラザ	【時 間】 午後9時～ 【場 所】 富士見町役場 3階会議室

【期日前投票】

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票できない見込みの方が対象です。
入場券をお持ちください。(未着または紛失の場合も投票できます)

【不在者投票】

下記の方は不在者投票をご利用ください。

- ① 投票日に入院(所)中の方・・・不在者投票指定病院や施設で投票ができます。
(病院長等を通じて投票用紙等必要書類を請求してください)

※不在者投票ができる病院等

富士見高原医療福祉センター富士見高原病院／老人保健施設あららぎ／特別養護老人ホーム恋月荘
特別養護老人ホーム紅林荘／諏訪赤十字病院／諏訪中央病院等
(各病院、施設等にお問い合わせください)

- ② 町外に滞在している方・・・滞在地の選挙管理委員会で投票ができます。

(富士見町選挙管理委員会に直接または郵便等で投票用紙など必要書類を請求してください)

- ③ 身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証の
要介護状態区分が「要介護5」の方

(自宅等で投票の記載ができる制度があります)

※事前に郵便投票証明書の交付を受けてください。



町民向け 防災緊急メール配信サービス

問 総務課 防災・危機管理係 ☎62-9326



町では、7月より町民向けに防災緊急メール配信サービスを開始します。大雨時や地震時の避難勧告・指示等の情報がどこでも確認できます。

登録については、携帯電話でQRコードから読み取っていただくか、または直接入力
<http://admj.biz/subscriber/?storeId=146> から登録してください。

7月1日より随時登録を受け付けます。登録手続きについて、町ホームページに詳細を掲載しています。



QRコード

【登録・配信にあたり】

- ① 登録いただくメールアドレスは、管理者側では表示されませんので、メールアドレスの漏えいの心配はありません。
② 送受信されますと、パケット通信料がかかりますが個人負担となります。

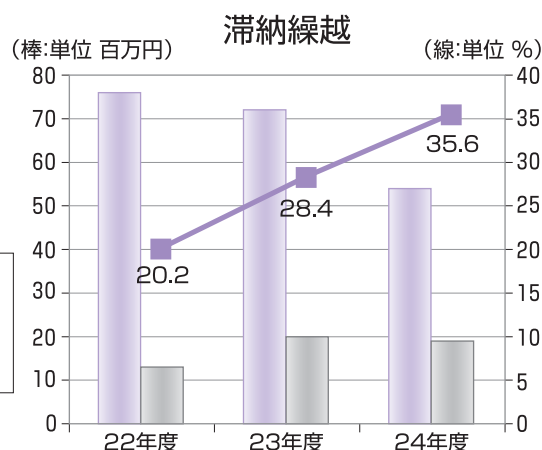
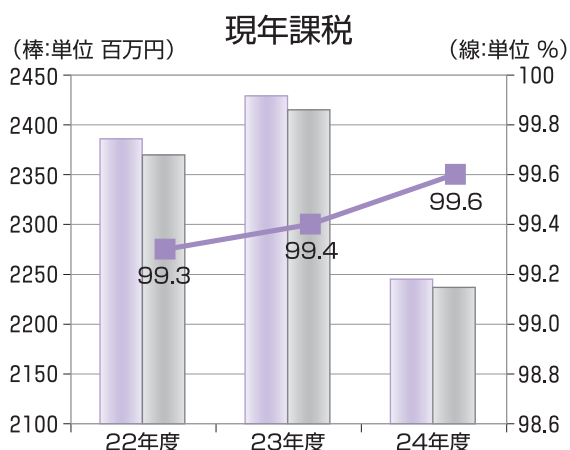
町税等の滞納解消に向けて

問 財務課 収納係 ☎62-9123

収入額・徴収率について

税収の確保は住民サービスを行うために、必要不可欠なものです。しかし、近年は不況などを理由に税金等の滞納が全国的に著しい状況にあります。富士見町では平成24年度当初、累積された滞納税額が54,834千円ありましたが、折衝や差押を行った結果、累積滞納額の徴収額が19,546千円となりました。この成果もあり平成24年度の徴収率は98.1%まで向上しました。

滞納は、納期内に税金を正しく納付している大多数の方との「公平性」を欠くこととなります。「納税の義務」は「勤労の義務」「教育の義務」とならんで、国民の三大義務の一つとされています。皆様のご理解をお願いします。



	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率
現年課税分	2,386,440千円	2,370,313千円	99.3%	2,429,510千円	2,415,378千円	99.4%	2,245,353千円	2,237,175千円	99.6%
滞納繰越分	76,871千円	15,493千円	20.2%	72,606千円	20,625千円	28.4%	54,834千円	19,546千円	35.6%
合計	2,463,311千円	2,385,806千円	96.9%	2,502,116千円	2,436,003千円	97.4%	2,300,187千円	2,256,721千円	98.1%

差押えについて

納付できるにもかかわらず納付しない滞納者に対して、「財産調査」を行い、税金等に充てられる財産がある場合は差押えを行います。

全国的に税徴収率が減少傾向にあるなか、平成23年度から県内全ての市町村と長野県が組織し「長野県地方税滞納整理機構」が設立され、徹底した財産調査から「給与、預貯金、不動産、車、自宅搜索など」を調査して滞納処分を行っています。富士見町は平成24年度、5件の滞納案件者を移管し2,002千円余りの徴収がありました。

【滞納処分における差押え状況】

財産区分	給与	国税還付金	預貯金	年金	その他債権	不動産	動産	車	合計	町税等滞納額へ充当した額
平成22年度	45件	7件	50件	2件	9件	10件	2件	0件	122件	7,336,693円
平成23年度	19件	3件	145件	7件	9件	6件	6件	0件	195件	14,177,843円
平成24年度	24件	0件	159件	12件	4件	0件	3件	0件	202件	11,930,626円

※町税以外に国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・下水道使用料を含む

【長野県地方税滞納整理機構移管状況】

	移管金額	移管件数	差押え等による徴収額
平成24年度	3,940,828円	5件(納税者数)	2,002,649円



滞納は放置せず、事情のある方は相談を！

病気や失業、事業不振など何らかの理由で一時的に納期内に納付できない方は、現在の生活状況などを財務課収納係にお知らせください。完納に向けた納付計画のご相談に応じます。